



問1 現在販売されている水産物は 食べても大丈夫ですか。

答

- 1 福島第一原子力発電所の近くの海では、現在、出漁が行われていないので、同原子力発電所周辺で水揚げされた水産物は市場に出回っていません。
- 2 福島県で水揚げされた「イカナゴの稚魚」から、食品衛生法に基づく暫定規制値を上回る放射性物質が検出されました。これは、魚の安全性を確認するために試験的に漁獲されたものですが、この結果を受け、同県で水揚げされるイカナゴの稚魚について、4月20日付で、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から知事に対し、出荷制限および摂取制限に関する指示が出されました。
- 3 また、福島県内の一部の河川や湖沼で採捕された「ヤマメ（養殖を除く）」、「ウグイ」、「アユ（養殖を除く）」からも、食品衛生法に基づく暫定規制値を上回る放射性物質が検出されたことを受け、6月以降、これらについても出荷制限の指示が出されています。
- 4 福島県に隣接する県の海域においても、各県が漁業を再開する前に、試験的に漁獲した水産物に含まれる放射性物質の検査を行い、その分析結果が暫定規制値を超えないことが確認された場合にのみ、漁業を再開することになっています。
- 5 漁業再開後も漁獲された水産物の安全確認のため、放射性物質の検査を継続して週1回程度行います。



問2 生鮮水産物の原産地表示はきちんと行われているのですか。

答

- 1 国産の生鮮水産物の原産地表示については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により、「生産した水域の名称」(水域名)を記載しなければなりません(例:茨城県沖、三陸沖、銚子沖など)。
- 2 ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。
- 3 この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、JAS法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起こらないよう取締りに努めています。

参考

生鮮食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第514号)(抄)

(生鮮食品の表示事項)

第3条 生鮮食品(業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。)の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(生鮮食品の表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 略
- (2) 原産地

次に定めるところにより事実に応じて記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア、イ 略

ウ 水産物

(ア) 国産品にあつては生産した水域の名称(以下「水域名」という。)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。



牛乳・肉・卵の安全性

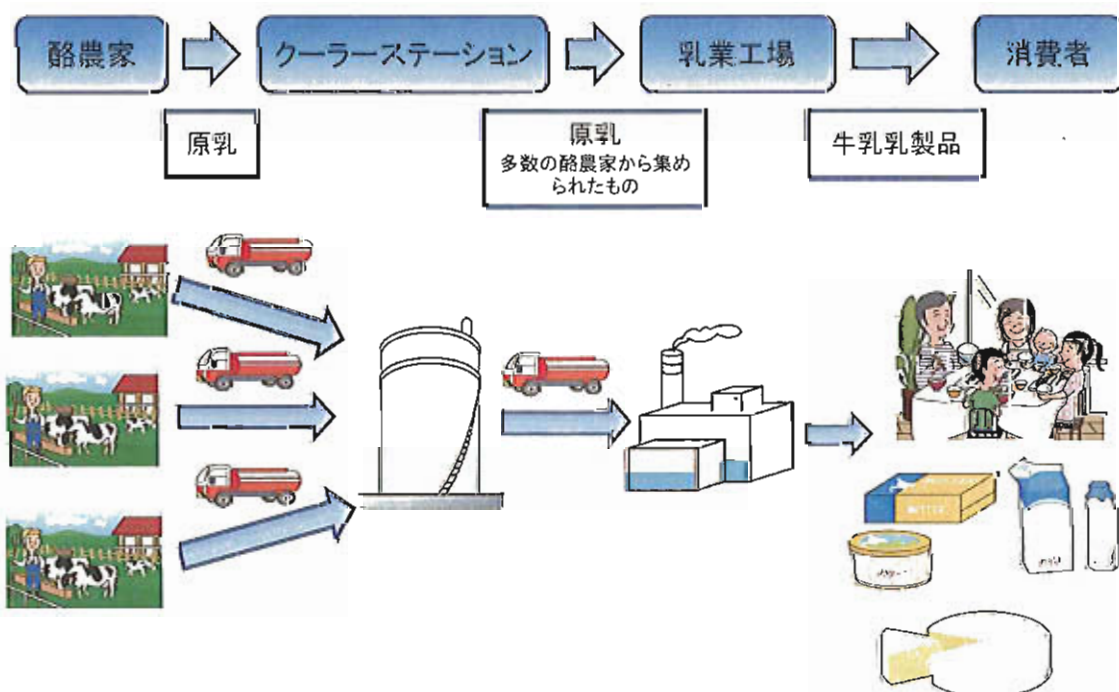
問 1

原乳は、農場単位でなく
クーラーステーション単位で検査が行われています。
これでは、暫定規制値を上回っているものとそうでないものが
混合され、正しい検査にはならないのでは。

答

- 1 健康な乳牛から搾られた原乳は、その酪農家のタンクで10℃以下に冷却し、2日程度貯蔵されます。
- 2 その各酪農家の原乳(搾ったままの乳)をタンクローリーで集め、さらに多数の酪農家の原乳と合わせてクーラーステーションと呼ばれる原乳の冷蔵保管施設にいったん保管します。その後、乳業工場に輸送されるのが一般的です。
- 3 このように、酪農家が生産する原乳は、クーラーステーションに集められた後、原料として乳業工場に出荷され、個々の酪農家が生産した原乳をそのまま消費者が飲むわけではありません。
- 4 したがって、消費者に提供される牛乳・乳製品の安全性を確保するためには、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質に関する検査を行っています。

原乳から牛乳乳製品ができるまで



問2

牛乳の表示のどこをみれば
その原産地がわかるのですか。

答

- 1 牛乳・乳製品については、原乳の原産地ではなく、「乳業工場の所在地」が、食品衛生法に基づく表示義務になっています。
- 2 このため、消費者が牛乳・乳製品の表示を見ても、原乳の原産地を確認できない場合があります。また、季節などによっても原産地が変わることもありますので、こうした牛乳・乳製品の情報についてお知りになりたい方は、牛乳・乳製品の製造事業者（メーカー）のお客さま相談室などにお問い合わせください。
- 3 なお、地域的広がりをもって食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）より関係知事に対し、出荷制限などの指示が出されます。この場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへのお荷段階又は乳業工場へのお荷段階で、原乳のお荷者名や地域の確認を行うこととなっています。したがって、出荷制限等の対象地域の原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。





問3 肉や卵に、放射性ヨウ素の
暫定規制値を定める必要はないのですか。

答

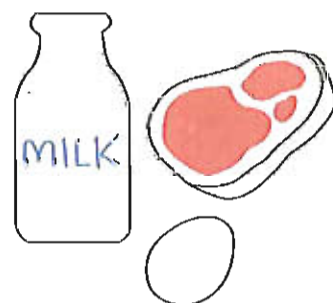
1

肉や卵については、現在、放射性ヨウ素の暫定規制値は定められていません。

これは、放射性ヨウ素が半減するまでの期間が8日間と短いに対し、肉や卵の生産から人が消費するまでには、それ以上の期間がかかり、放射性ヨウ素の肉・卵への蓄積や、人への移行の程度が小さいと考えられるためです。

2

なお、放射性セシウムに関しては、半減するまでの期間（物理学的半減期）が約30年と長いため、食品衛生法に基づく暫定規制値として500Bq（ベクレル）/kgが定められています。





問1 水道水に含まれる放射性物質の「指標」はどんなものですか。

答

- 1 水道水中の放射性物質に関する指標は、原子力安全委員会が定める「飲食物制限に関する指標」などに基づき、
 - ① 放射性ヨウ素 300Bq(ベクレル)/kg(乳児の摂取は100Bq/kg)
 - ② 放射性セシウム 200Bq(ベクレル)/kg(乳児も同じ)と定められています。
- 2 各水道事業者(地方自治体)による水道水のモニタリングで、この指標を超える放射性物質が検出された場合には、水道水の飲用を控えてください。(問3参照)
- 3 指標を超える放射性物質が検出された場合であっても、入浴等の生活用水に関しては、飲用による摂取よりも体内に取り込まれる放射性物質の量が相当少ないと考えられるため、使用して大丈夫です。





問2

水道水について、きちんと
検査が行われているのですか。

答

1

各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

2

(検査方法)

4月4日に厚生労働省がモニタリング方針をまとめ、水道事業を行う地方自治体において、

①当面、放射性ヨウ素と放射性セシウムを対象とし

②蛇口の水や浄水場の水を採取して

③1週間に1回以上を目途に検査を行う(ただし、指標を超過した場合等では原則毎日測定)

こととしました。

3

(モニタリング地域)

今回の原子力発電所の事故発生以降、福島県をはじめ、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、埼玉県の一部の水道水において、一時、放射性物質濃度が指標を超過したことから、水道水の摂取制限が行われました。

4

このため、厚生労働省は、福島県及びその隣接県(宮城県、山形県、新潟県、栃木県、茨城県)、さらには、今後、一定量の放射性物質が検出される可能性がある関東一円の都県も近隣地域として、モニタリング検査を行うよう求めています。

5

(摂取制限)

さらに、厚生労働省のモニタリング方針では、

①原則として、直近3日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標を上回る場合に、摂取制限及び住民への広報の要請を行う

②ただし、1回の検査結果でも指標を著しく上回った場合には、摂取制限及び住民への広報の要請を行う

としています。

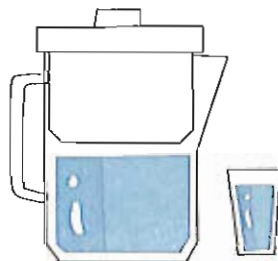
6

水道水の摂取に関しては、水道事業を行う各地方自治体の広報に従って対応してください。

問3 水道水を飲んだり調理に使ったりするのが不安です。

答

- 1 各水道事業者(地方自治体)による水道水のモニタリングにより、水道水の放射性物質に関する指標を超過していない地域では、水道水を飲んでも調理に使っても大丈夫です。
- 2 指標を超える放射性物質が検出され、当該自治体が生水の水の摂取制限を行っている場合には、水道水を飲んだり調理に使ったりすることは控えてください。
- 3 ただし、この水道水の指標は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、仮に代替となる飲用水が確保できない場合には、一時的に飲用しても健康に影響を及ぼすとは考えられません。特に、乳児の水分補給は重要ですので、このような場合は水分補給を優先させ、水道水を飲ませるようにしてください。
- 4 なお、浄水器は、機種の種類により放射性物質の除去の効果異なりますので、一概に効果があるとはいえません。

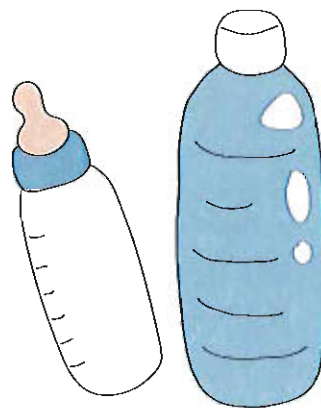




問4 粉ミルクに水道水を使っても大丈夫なのですか。

答

- 1 水道水の放射性物質に関する指標（放射性ヨウ素：乳児の摂取は100Bq（ベクレル）/kg）を超過していない地域については、水道水を粉ミルクに用いても大丈夫です。
- 2 指標を超える放射性物質が検出された場合には、粉ミルクを水道水で溶かすのは控えてください（ただし、代替となる飲料水が確保できない場合は問3の3を参照）。
- 3 なお、3月21日以降、一部の地域の水道水において指標値を超えたために、当該地域で、乳児の飲用を控えるよう摂取制限が行われました。
- 4 その後、モニタリングの結果、水道水に含まれる放射性物質の数値が下がったため、順次、摂取制限は解除されています。7月1日現在、乳児又は一般の摂取制限が行われているところはありません。
- 5 ペットボトルのミネラルウォーター等には、ミネラル分が多く含まれる順で、非常な硬水、硬水、中軟水、軟水に分かれています。粉ミルクをとく場合は、ミネラル分の多い「非常な硬水」や「硬水」は避けましょう。



1. 関係省庁

○官邸ホームページ	官房長官記者発表 http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/
○食品安全委員会ホームページ	「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について」 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshiro_20110316.pdf 「放射性物質と食品に関するQ&A」 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_QA.pdf 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_20110329.pdf 「緊急とりまとめ図解資料」 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_20110329.pdf 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」に係る用語集 http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_yougo_20110329.pdf 「第2回 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ会議資料」 http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110428so1 「食品の安全性に関する用語集(第4版)」 http://www.fsc.go.jp/yougoshu/yougoshu_fsc.pdf
○厚生労働省ホームページ	「東日本大震災関連情報(水道・食品関係)」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日原子力災害対策本部) 「食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正について」(平成23年6月27日) 「母乳の放射性物質濃度等に関する調査について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001azxj.html 「母乳の放射性物質濃度等に関する追加調査について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001b2bw-att/2r9852000001ccfc.pdf 「母乳中の放射性物質濃度等に関する調査について」 http://www.niph.go.jp/soshiki/seikatsu/bonyuu_results.pdf

	「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017x7l-img/2r98520000017xbn.pdf
	「水道水中の放射性物質モニタリングに関するQ&Aについて」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018s3u-img/2r98520000018sc1.pdf
	「平成23年4月4日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会（参考人配布資料：飲食物摂取制限の考え方）」 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018iyb-att/2r98520000018k4t.pdf
○農林水産省ホームページ	http://www.maff.go.jp/ 「放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値」 「出荷制限要請等の状況」 「出荷制限等についてのQ&A」 「しいたけ、米、牛乳・乳製品、肉と卵について」 「お茶の放射性セシウムの検出問題への対応等について」 「水産物についてのご質問と回答(放射性物質調査)」
○原子力安全・保安院 ホームページ	「原子力百科事典ATOMICA」 http://www.rist.or.jp/atomica/
○資源エネルギー庁	「放射線と暮らし～考えよう、放射線のこと～」 「原子力2011」
○消費者庁ホームページ	「生鮮食品品質表示基準」 http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/pdf/kijun_01.pdf
○千葉県ホームページ	「出荷制限期間中の香取市産ハウレンソウの出荷について（平成23年4月26日）」 http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/press/h23/shukkaseigen-hourensou.html 「出荷制限期間中の香取市産ハウレンソウの出荷について（平成23年4月28日）」 http://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/press/2011/shukkaseigen-hourensou02.html 「県内青果卸売業者の出荷制限品目等に係る調査結果について」 http://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/press/2011/oroshiuri-kekka.html

2. 関係機関、学会等

○財団法人放射線影響協会 ホームページ	http://www.rea.or.jp/kikaku/20110311/1f_qa.pdf
○日本産科婦人科学会 ホームページ	「大気や飲食物の軽度放射性物質汚染について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内(続報)」(平成23年4月18日) http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110418.pdf 「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」(平成23年3月24日) http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf
○日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会	「食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値100Bq/キログラムを超過する濃度の放射性ヨウ素が測定された水道水摂取」に関する、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会の共同見解(平成23年3月24日) http://www.jpeds.or.jp/pdf/touhoku_6.pdf
○放射線科学センターホームページ	「暮らしの中の放射線」 http://rcwww.kek.jp/kurasi/index.html
○北陸電力ホームページ	「放射能と放射線「原子力発電所のまわりでは放射線の影響はないの？」」 http://www.rikuden.co.jp/atmqa/6_1.html
○関西電力ホームページ	「プルサーマル計画プルトニウムは有害物質なのですか」 http://www.kepc.co.jp/plu/25.html



〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
 TEL 03(3507)8800(代表)
 URL <http://www.caa.go.jp>

平成23年7月1 日版